

新居浜市農地バンク事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、農地の貸付け又は売渡しを希望する者と農地の借受け又は買受けを希望する者との情報交換を支援することにより、農地の有効利用、遊休農地の発生の防止及び解消並びに担い手への農地集積を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。
- （2）農地バンク 農地に関する情報の収集及び提供を行う制度をいう。
- （3）農地登録者 農地バンクに登録した農地の所有者をいう。
- （4）利用希望者 農地の利用を希望する者をいう。
- （5）農地情報 農地の所在地、地目、面積その他農業委員会が必要と認める事項をいう。

（登録対象農地）

第3条 登録対象農地は、新居浜市内に所在する農地とする。ただし、農業委員会は、権利関係が不明確な農地その他登録が不適当と認める農地については登録しないことができる。

（農地登録申請等）

第4条 農地登録を希望する者は、農地バンク農地登録申請書兼登録カード（第1号様式）を農業委員会に提出するものとする。

- 2 農業委員会は、申請内容を審査し、要件に適合すると認めるときは登録する。
- 3 前項の規定による登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年とする。
- 4 農業委員会は、登録又は却下したときは、農地バンク登録決定（却下）通知書（第2号様式）により通知する。

（登録の取消し）

第5条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1）農地登録者から取消しの申出があったとき。

- (2) 権利移動が完了したとき。
- (3) 登録した農地が農地でなくなったとき。
- (4) 登録内容に虚偽があったと認められるとき。
- (5) その他農業委員会が不適当と認めるとき。

2 前項の規定により登録を取り消した場合は、農地バンク登録抹消通知書（第3号様式）により農地登録者に通知する。

（登録の終期通知）

第6条 農業委員会は、第4条第3項に規定する登録の有効期間の終了前に、当該登録の終期を農地バンク登録終期通知書（第4号様式）により農地登録者に通知する。

（農地情報の公表）

第7条 農業委員会は、農地バンクに登録した農地に係る個人情報を除く農地情報を農業委員会の窓口、ホームページ等において公表することができる。

（利用希望登録申請等）

第8条 利用希望者は、農地法その他関係法令に基づき農地の権利取得が可能な者又は農業委員会がその見込みがあると認める者とし、当該利用希望者は、農地バンク利用希望登録申請書（第5号様式）を農業委員会に提出するものとする。

2 農業委員会は、申請内容を審査し、要件に適合すると認めるときは登録する。

3 前項の規定による登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年とする。

4 農業委員会は、登録又は却下したときは、第4条第4項の農地バンク登録決定（却下）通知書により通知する。

5 農業委員会は、利用希望者の個人情報を公表しないものとする。ただし、第11条の規定による情報提供その他本人の同意がある場合は、この限りでない。

（利用希望登録の取消し）

第9条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望登録を取り消すことができる。

- (1) 利用希望者から取消しの申出があったとき。
- (2) 利用希望者が農地の権利を取得し、又は登録の目的を達成したと認められるとき。
- (3) 農地法等の規定による必要な許認可を得られる見込みがなくなったとき。
- (4) 登録内容に虚偽があったと認められるとき。

(５) その他農業委員会が不相当と認めるとき。

２ 前項の規定により登録を取り消した場合は、第５条第２項の農地バンク登録抹消通知書により利用希望者に通知する。

(利用希望登録の終期通知)

第１０条 農業委員会は、第８条第３項に規定する登録の有効期間の終了前に、当該登録の終期を農地バンク登録終期通知書により利用希望者に通知する。

(情報提供)

第１１条 農業委員会は、農地登録者及び利用希望者の希望条件がおおむね一致すると認める場合は、農地バンク当事者情報通知書（第６号様式）により農地登録者及び利用希望者に情報提供するものとする。

(交渉等)

第１２条 賃貸借、使用貸借又は売買に関する交渉は、農地バンクの当事者（農地登録者及び利用希望者をいう。次項において同じ。）間で実施するものとする。

２ 契約に関する一切の紛争は、農地バンクの当事者間で解決するものとする。

３ 農業委員会は、情報提供のみを行うものとし、交渉、契約その他権利設定等に係る仲介及びあっせんを行わない。

(法令による手続)

第１３条 農地登録者及び利用希望者は、前条第１項に規定する交渉が成立した場合は、農地法その他関係法令に基づき必要な手続を行うものとする。

(個人情報の保護)

第１４条 農地バンクの運営に関して取得した個人情報は、第１１条に規定する場合を除き、目的外に利用し、第三者に提供してはならない。

(その他)

第１５条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

農地バンク農地登録申請書 兼 登録カード

年 月 日

（宛先）新居浜市農業委員会 会長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

新居浜市農地バンク事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 登録を希望する内容は、以下の登録カードのとおりであること。
- 2 農地バンクへの登録は、転用（宅地・資材置場など）を目的としたものではないこと。
- 3 次の各号に掲げる事項について、全て了承すること。
 - （1）氏名、住所及び電話番号を除く農地情報の公表
 - （2）利用希望者への氏名、住所及び電話番号の開示
 - （3）利用希望者との契約交渉の当事者間での実施
 - （4）本事業を通じて知り得た利用希望者に係る個人情報の目的外利用の禁止

< 登録カード >

農地所有者	ふりがな 氏名	住所 〒 _____		
		(携帯) 電話番号 _____		
登録希望農地	所在・地番 ※地番多数の場合は備考欄に記入		地目	面積 (㎡)
希望区分	☐ 貸したい ☐ 売りたい ☐ どちらでもよい			
	<貸付け条件> ・ 10 a 当たり 円／年 ・ 全体で 円／年 ・ 使用貸借（無料） ・ 応相談 ・ その他（ ）		<売渡し条件> ・ 10 a 当たり 円 ・ 全体で 円 ・ 応相談 ・ その他（ ）	
利用希望者	☐ 近隣地域の人 ☐ 市内の人 ☐ 特にこだわらない			
備 考				

（注）該当する□印にチェックし、各欄に必要な事項を記入してください。

第2号様式（第4条、第8条関係）

第 号
年 月 日

様

新居浜市農業委員会
会長



農地バンク登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった登録内容については、次のとおり（登録・却下）したので、新居浜市農地バンク事業実施要綱第4条第4項又は第8条第4項の規定により通知します。

（農地・利用）登録番号	号
農地の所在・地番	
登 録 者 氏 名	
登 録 年 月 日	年 月 日
（却下の理由）	

備考

- 1 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに農業委員会へお知らせください。
- 2 農地登録者は、借り手又は買い手が決定するまでの間、農地の管理を行ってください。

第 3 号様式（第 5 条、第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

新居浜市農業委員会
会長



農地バンク登録抹消通知書

新居浜市農地バンク事業実施要綱第 5 条第 2 項又は第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり農地の登録を抹消したので通知します。

（農地・利用）登録番号	号
農地の所在・地番	
登録者氏名	
抹消の理由	

第 4 号様式（第 6 条、第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

新居浜市農業委員会
会長



農地バンク登録終期通知書

新居浜市農地バンク事業実施要綱第 6 条又は第 1 0 条の規定により、次のとおり登録の終期を通
知します。再登録を希望する場合は、所定の申請書を農業委員会に提出してください。

（農地・利用）登録番号	号
農地の所在・地番	
登録者氏名	
登録の終期	年 月 日

第5号様式（第8条関係）

農地バンク利用希望登録申請書

年 月 日

(宛先) 新居浜市農業委員会 会長

申請者 氏名 _____

新居浜市農地バンク事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

借受け・買受け 希望者	ふりがな 氏名	
	住所	〒 —
	(携帯) 電話番号	— —
	利用目的	☐ 経営規模拡大 ☐ 新規就農 ☐ その他（ ）
希望区分	☐ 貸借 ☐ 売買 ☐ どちらでもよい	
農地の所在・地番	新居浜市	
希望地域	☐ 問わない ☐ その他（ ）	
希望農地	☐ 問わない ☐ 田 ☐ 畑 ☐ その他（ ）	
希望面積	_____m ² ☐ 以上 ☐ 程度	
予定作目等	☐ 水稻 ☐ 野菜 ☐ その他（ ）	
農業経験、 経営面積等	農業経験（ ☐ 有・ ☐ 無）、経験年数_____年 現在の農業経営面積 _____m ² ☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 新規就農者	
備 考		

(注) 該当する□印にチェックし、各欄に必要な事項を記入してください。また、市外に在住の方で、既耕作地がある場合は、耕作証明書を添付してください。

本申請に際し、次の各号に掲げる事項について、全て了承します。

- (1) 農地登録者への氏名、住所及び電話番号並びに予定作目等の開示
- (2) 農地登録者との契約交渉の当事者間での実施
- (3) 本事業を通じて知り得た農地登録者に係る個人情報の目的外利用の禁止

第 号
年 月 日

様

新居浜市農業委員会
会長



農地バンク当事者情報通知書

- ☐ あなたが所有し、農地バンクに登録された農地について、利用希望者から（借受け・買受け）の希望がありましたので、新居浜市農地バンク事業実施要綱第 1 1 条の規定により通知します。
（今後の契約交渉のため、あなたの氏名、住所及び電話番号を利用希望者に通知します。）

農地登録番号	号	農地の所在・地番
利用希望者	氏 名	
	住 所	〒 ー
	(携帯) 電話番号	
予定作目等	☐ 水稻 ☐ 野菜 ☐ その他（ ）	
備 考		

- ☐ あなたが利用を希望する農地バンクに登録された内容について、新居浜市農地バンク事業実施要綱第 1 1 条の規定により通知します。
（今後の契約交渉のため、あなたの氏名、住所及び電話番号を農地登録者に通知します。）

農地登録番号	号	農地の所在・地番
農地登録者	氏 名	
	住 所	〒 ー
	(携帯) 電話番号	
備 考		